インターネット販売サイト「出店規約」

北電産業株式会社

2023 年 10 月 1 日現在

（総則）

第１条　本規約は、北電産業株式会社（以下、「当社」という。）がインターネット上で運営する物品販売サイト（以下、「サイト」という。）における出店に関し、当社と出店申込者（以下、「出店者」という。）との間の契約関係（以下、「本契約」という。）を定めるものである。

（出店の申込）

第２条　出店者は、サイトにおいて商品の販売を希望する場合、本規約を承諾のうえ、当社所定の方法により出店の申し込みを行なわなければならない。

（出店の承認）

第３条　当社は、出店者からの申し込みに対し、その内容が適当であると判断した場合、出店を承認する。ただし、以下に該当する場合は承認しないことがある。

(1) 出店者が、虚偽の事実を申告した場合

(2) 当社の業務の遂行上または技術上の支障がある場合

(3) その他、サイトにふさわしくないと判断した場合

（出品の届け出）

第４条　前条に基づく出店の承認後，出店者は、サイトにおいて商品の販売を希望する場合、本規約を承諾のうえ、当社所定の方法により、サイトで表示する商品に関する情報等（以下、「コンテンツ」という）を届け出なければならない。

２．出店者は、コンテンツの届け出にあたり以下の事項を遵守することとする。

(1) 本規約に反する表示内容を届け出ないこと

(2) サイトの閲覧者に錯誤を与えるような表現をしないこと

(3) 法令によりサイトへの表示を義務付けられた事項は届け出ること

（出品の承認）

第５条　当社は、出店者が届け出たコンテンツに関し、その内容が適当であると判断した場合、出品を承認する。ただし、第１２条に該当する恐れがあると判断した場合、承認しないことがある。

２．当社は、出店者が届け出たコンテンツに関し、必要な書類の提出を求めることができ、出店者はこれに応じなければならない。

（コンテンツの表示）

第６条　当社は、当社が承認したコンテンツの届け出に基づき、出店者に代わりサイトにコンテンツを表示するものとし、出店者は、その表示内容を確認しなければならない。

２．当社は、第１２条に定める事項を除き、出店者からの求めがない限り、コンテンツの表示内容は変更しないものとする。

３．出店者は、コンテンツの表示内容に関する責任を負うこととし、これに起因し発生した損害は、出店者の負担とする。

（届け出内容の変更）

第７条　出店者は、第２条および第４条により届け出た内容、あるいはサイトに表示されているコンテンツの内容に変更、表示の中断、出品の取り消しが必要となった場合は、同様の手続きで当社に届け出なければならない。

２．届け出がなかったことにより発生した損害は、出店者の負担とする。

（販売方法）

第８条　当社は、商品の注文、問い合わせおよびその他サイトの利用があった者（以下、「利用者」という）に対して、注文内容の確認、商品の送付、代金の決済およびその他販売に必要な手続きを行う。

２．当社は、運送会社の手配を行い、当社所定の方法により出店者に対し利用者の注文内容および商品の引渡方法を出店者に連絡する。ただし、出店者による運送方法の指定があった場合、これに限らず、別途協議するものとする。

３．出店者は、前項の連絡内容を確認のうえ、商品、商品情報の表示、梱包状況の確認およびその他出荷に必要な手続きを行う。

４．当社が利用者から受理した問い合わせや苦情のうち、出店者による対応が必要な場合、当社は出店者にこれを通知し、出店者は、当社指定の対応内容に基づき遅滞なくこれを処理しなければならない。

５．出店者の瑕疵により、注文と異なる商品が届いた場合や破損した商品が届いた場合など正当な事由により利用者からの返品があり、当社が利用者に商品代金を返金した場合は、出店者は返品・返金に関する費用の一切を負担する。

（期間）

第９条　出店の期間は、当社が第３条に基づき出店の申し込みを承認した日から起算して１年間とする。ただし、当社または出店者から期間満了の１か月前までに解約の申し出がない場合は、１年間延長するものとし、以降も同様とする。

（販売手数料と支払）

第10条　販売手数料は、出店者が出品した商品の売上金額に応じるものとし、商品毎に当社と出店者で協議のうえ、別途取り決める。

２．利用者からの購入代金は当社が徴収し、出店者は販売価格から販売手数料を差し引いた納入価格を、利用者による購入があった翌月の第５営業日目までに当社へ請求する。

３．当社は、前項の定めに基づいた出店者からの請求に対し、利用者による購入があった翌月末に、出店者が指定する金融機関の口座へ当社による振込手数料の負担のもと、振り込むものとする。

（サイト運営の一時中断）

第11条　当社は、以下の場合には出店者への事前通知や承認なしに、サイトの一時的な利用中断を行うことがある。

(1) サイトを運営するためのサーバー内のシステムの保持、または工事を行う場合

(2) 天災その他非常事態の発生、または発生する恐れがありサイトが運営できなくなった場合

(3) サイトの運営上、その他の理由で一時的な掲載の中断を必要と判断した場合

（表示の取り消し・契約の解除）

第12条　当社は出店者が以下に該当する場合、事前に通知することなく、直ちに出店者の情報および出店者に係る全てのコンテンツの表示の取り消し、または契約の解除が出来るものとする。なお，表示の取り消し、契約の解除により出店者に不利益が生じたとしても、当社は一切の責任を負わない。

(1) 当社への申告、届け出内容に虚偽があった場合

(2) 当社および、サイトの運営を妨げる行為を行った場合

(3) 出店者が営業停止になった場合

(4) 第三者の著作権、財産、名誉またはプライバシー等の権利を侵害する場合

(5) 公序良俗または法令に違反する場合

(6) 本契約に違反する場合

(7) 販売可能な商品がない状態や届け出により表示の中断を行った後、対応連絡がなく５年間経過した場合

(8) その他、サイトの運営にふさわしくない事象が発生した場合

（著作権等）

第13条　出店者の集合体としてのサイトを含む当社の著作権その他知的財産権は、当社に帰属するものとし、出店・出品に関する著作権その他知的財産権は出店者に帰属するものとする。

（利用者情報）

第14条　出店者は、当社が別途添付する「個人情報の取扱いについて」の内容を遵守し、利用者に関する個人情報を取り扱うものとする。

（秘密保持義務）

第15条　当社および出店者は、本契約に関し相手方から知りえた個人情報，営業秘密その他の秘密情報を開示または遺漏してはならない。

２．本条の秘密保持義務は、本契約終了後もその効力を有するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第16条　当社および出店者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

(2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この出店申し込みをするものでないこと

(4) 本契約期間内に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと

①相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

②偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

２．当社または出店者の一方について、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 前項(1)または(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合

(2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項(4)の確約に反する行為をした場合

（免責事項）

第17条　出店者がサイトに出店することにより第三者に対して損害を与えた場合、該当の出店者は自己の責任によりこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わない。

２．当社は、自然災害、回線の輻輳、機器の障害、または保守のための停止等による情報の損失、遅延、誤送、または第三者による情報の改竄や、漏洩等により発生した損害について、一切の責任を負わない。

（損害賠償）

第18条　出店者が、第 12 条各号に定める事由に該当し、これにより当社に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

（出店の解約）

第 19 条　出店者が、サイトへの出店を解約する場合は１か月前までに通知するものとする。

（サイトの終了）

第 20 条　当社が、種々の事情によりサイトを終了する場合、出店者に１か月前までに通知するものとする。

（規約の変更）

第 21 条　当社が必要と判断した場合、出店者の承認を得ることなく本規約を変更できるものとし、変更した場合、出店者に通知することとする。

（その他）

第 22 条　本規約に定めのない事項については、信義誠実の原則に基づき当社と出店者の両者誠意をもって協議するものとする。

以　上